令和7年度つくば市男性育児休業取得促進奨励金交付要項

(趣旨)

第1条 この要項は、令和7年度つくば市男性育児休業取得促進奨励金(以下「奨励金」という。)の交付に関し、つくば市補助金等交付適正化規則(昭和62年つくば市規則第15号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(奨励金の交付の目的)

第2条 奨励金は、育児休業制度を利用する男性労働者を雇用する市内事業者の職場 環境整備を推進することで、男性の育児参画を促し、子育て世代の育児と仕事の両 立支援を図ることを目的として予算の範囲内において交付するものとする。

(用語の意義)

- 第3条 この要項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1) 育児休業 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号)第2条第1号に規定する育児休業をいう。
 - (2) 市内事業者 次のいずれにも該当しない者であって、市内に事業所を有するものをいう。

ア国

- イ 法人税法(昭和40年法律第34号)第2条第5号に規定する公共法人
- ウ 中小企業基本法 (昭和 38 年法律第 154 号) 第 2 条第 1 項に規定する中小企業 者及び同法同条第 5 項に規定する小規模企業者でないもの
- エ 中小企業基本法に規定されない法人にあっては、常時使用する従業員数が 101人以上のもの
- オ つくば市が出資し、又は財政的援助その他の援助を与えている法人又は団体
- (3) 対象男性労働者 育児休業の取得前から継続して市内事業所において勤務し

ている男性であって奨励金の交付に係るものをいう。

- (4) 代替社員 次のいずれにも該当する者をいう。
 - ア 対象男性労働者の配偶者の妊娠の事実(養子縁組においては、養子縁組が成立した日)について、対象男性労働者を雇用する市内事業者が知った日以降に確保された者であること。
 - イ 対象男性労働者が取得する育児休業期間における代替人材又は人材派遣会社 からの派遣人材であること。
 - ウ 対象男性労働者が育児休業前に勤務していた市内事業所において勤務してい ること。

(交付対象者)

- 第4条 奨励金の交付対象者は、次の各号のいずれにも該当する市内事業者とする。
 - (1) 令和6年10月1日以降に7日以上の育児休業を取得し、職場復帰後も市内事業所において1か月以上勤務している対象男性労働者を雇用していること。
 - (2) 市税の滞納がないこと。
 - (3) 労働協約、就業規則等により男性労働者に係る育児休業制度を設けていること。 (労働協約、就業規則等によって男性労働者に係る育児休業制度を設けていない 市内事業者にあっては、労働者に対して男性労働者に係る育児休業制度が利用で きることを周知していること。)
 - (4) 次に掲げる事項を誓約すること。
 - ア 対象男性労働者が、市内事業者の代表者及び役員の3親等以内の親族(民法 (明治29年法律第89号)第725条第1号に規定する血族のうち3親等以内の 者、同条第2号に規定する配偶者及び同条第3号に規定する姻族をいう。)でないこと。
 - イ 対象男性労働者が、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和60年法律第88号)第2条第2号に規定する派遣労働者のうち登録型派遣労働者でないこと。

- ウ 対象男性労働者が勤務する事業所において、風俗営業等の規制及び業務の適 正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第5項に規定する性風俗 関連特殊営業を行っていないこと。
- エ 政治団体又は宗教上の組織若しくは団体でないこと。
- オ つくば市暴力団排除条例(平成23年つくば市条例第29号)第2条各号に規定する暴力団、暴力団員、暴力団員等のいずれにも該当しないこと。
- カ 労働基準法 (昭和 22 年法律第 49 号)、最低賃金法 (昭和 34 年法律第 137 号) その他の労働関係法令等及び事業許可等に係る法令等を遵守していること。
- キ 労働者に対して、育児休業等を理由とする降格、減給、不利益な配置変更等 の不利益な取扱いを行っていないこと。
- ク 申請内容について、労働基準監督署をはじめとする関係機関に情報提供する ことに同意すること。
- ケー交付対象者の市税の納税状況について照会することに同意すること。
- コ 市が行う育児休業に関する調査等に協力すること。

(奨励金の額)

- 第5条 奨励金の額は、別表第1及び別表第2に定める額の合計額とする。
- 2 第1項の奨励金の額に千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。

(奨励金の交付の申請)

- 第6条 奨励金の交付を受けようとする市内事業者(以下「申請者」という。)は、「いばらき電子申請・届出サービス」の申請フォームに次の各号に掲げる必要事項を記入し、別表第3に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。
 - (1) 申請者の所在地、名称並びに代表者の職及び氏名(法人の場合に限る。)
 - (2) 申請者の住所、氏名(個人の場合に限る。)
 - (3) 申請者の主な業種
 - (4) 別表第1に掲げる育児休業期間毎の対象男性労働者の人数

- (5) 別表第2に掲げる代替社員の有無
- (6) 交付申請の合計額
- (7) 別表第4に掲げる男性の育児休業取得に係る取組状況
- 2 奨励金の申請期限は、令和7年(2025年)4月1日から令和8年(2026年)3月 13日までとする。

(申請に係る対象男性労働者の制限)

第7条 同一申請者の奨励金の申請に係る対象男性労働者は、同一年度につき1人1 回を限度とする。

(申請内容の補正及び申請の取下げ)

- 第8条 市長は、第6条による申請内容に不備があるときは、当該申請をした者に補 正を命じることができる。
- 2 前項の規定による補正を命じられた者は、当該補正を 15 日以内に行わなければ ならない。
- 3 市長は、前項の補正期間中に補正が行われなかった場合は、当該申請は取り下げられたものとみなすことができる。

(奨励金の交付の決定)

- 第9条 市長は、前条の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、奨励金を交付することを決定したときは令和7年度つくば市男性育児休業取得促進奨励金交付決定通知書(様式第1号)により、奨励金を交付しないことを決定したときは令和7年度つくば市男性育児休業取得促進奨励金不交付決定通知書(様式第2号)により、当該申請者に通知するものとする。
- 2 前項の交付決定通知書には、次の各号に掲げる交付条件を付するものとする。
 - (1) 市長が奨励金について、報告を求め、又はつくば市職員をして、証拠書類その他の物件を調査させる場合は、これに応じること。
 - (2) 対象男性労働者の雇用及び休業内容を明確にするため、雇用の状況が分かる書類を整備し、5年間は保存すること。

- (3) 令和7年度つくば市男性育児休業取得促進奨励金交付要項の規定に基づき、市長が奨励金の返還の命令その他の措置を講じたときは、これに従うこと。
- (4) 令和7年度つくば市男性育児休業取得促進奨励金交付要項の規定を遵守すること。
- (5) 市長が行う育児休業等に関する調査に協力すること。

(奨励金の請求)

- 第10条 前条第1項の規定による奨励金の交付の決定を受けた者は、奨励金の交付を受けようとするときは、令和7年度つくば市男性育児休業取得促進奨励金交付請求書(様式第3号)により市長に請求しなければならない。
- 2 市長は、前項の規定による奨励金の交付の請求があったときは、速やかに当該奨 励金を交付するものとする。

(奨励金の交付決定の取消し)

- 第11条 市長は、第9条第1項の規定による奨励金の交付の決定を受けた者が次の 各号のいずれかに該当するときは、奨励金の交付の決定の全部又は一部を取り消す ことができる。
 - (1) 偽りその他不正な行為により交付を受けたとき。
 - (2) 誓約した事項と事実とに相違があることが判明したとき。
 - (3) 第9条第2項第1号、第2号又は第4号に掲げる奨励金の交付の条件に違反したとき。
 - (4) 社会的に重大な責めを負う事件又は事故を起こしたとき。
- 2 市長は、前項の規定により奨励金の交付の決定を取り消したときは、令和7年度 つくば市男性育児休業取得促進奨励金交付決定取消通知書(様式第4号)により当 該者に通知するものとする。

(奨励金の返還)

第12条 市長は、前条第1項の規定により奨励金の決定を取り消した場合において、 当該奨励金が既に交付されているときは、期限を定めて、その返還を命じなければ ならない。

- 2 既に奨励金が交付されている市内事業者は、前項の規定により市長から奨励金の 返還を命じられたときは、定められた期間内に奨励金をつくば市に納付しなければ ならない。
- 3 既に奨励金が交付されている市内事業者は、第1項の規定により奨励金の返還を 命じられたときは、規則第18条に基づく加算金及び延滞金を納付しなければなら ない。

附則

この要項は、令和7年(2025年)4月1日から施行する。

別表第1 (第5条関係)

育児休業期間	交付金額	
7日以上14日未満	10 万円	
14 日以上 28 日未満	15 万円	
28 日以上 56 日未満	25 万円	
56 日以上 84 日未満	35 万円	
84 日以上	45 万円	

別表第2 (第5条関係)

育児休業期間	交付金額
7日以上14日未満	代替社員の確保に要した
14 日以上 28 日未満	経費(代替社員の賃金、
28 日以上 56 日未満	労災保険、雇用保険、厚 生年金保険、人材派遣会
56 日以上 84 日未満	社への支払経費等)
84 目以上	の 1 / 2 (上限 10 万円)

別表第3 (第6条関係)

	必要な添付書類
申請者に係る書類	(1)履歴事項全部証明書の写し(法人の場合に限る。)
(必須)	(申請日以前 90 日以内に発行されたものに限る。)
	(2)常時使用する従業員数を確認できる書類
	(3)市内に事業所を有することが確認できる書類
	(4)男性労働者に係る育児休業に関する労働協約又は
	就業規則等の写し(労働協約、就業規則等によって男
	性労働者に係る育児休業制度を設けていない市内事
	業者にあっては、労働者に対して男性労働者に係る育
	児休業制度が利用できることを周知していることが
	確認できる書類)
対象男性労働者に係る書	(1)対象男性労働者の労働条件が確認できる書類
類(必須)	(2)対象男性労働者が雇用保険に加入していることが
	確認できる書類
	(3)対象男性労働者の性別及び子との関係を確認でき
	る書類
	(4)対象男性労働者の育児休業期間を確認できる書類
	の写し
	(5)対象男性労働者が育児休業前から市内事業所に勤
	務しており、育児休業後、職場復帰して1か月以上市
	内事業所において勤務していることを確認できる書
	類の写し
対象男性労働者に係る書	(1) 育児休業中の就労日等に関する同意書
類(該当する場合のみ)	

代替社員確保に係る書類 (該当する場合のみ)

- (1)対象男性労働者と代替社員の部署、職務及び代替 社員の所定労働時間、所定労働日又は所定労働日数が 確認できる書類の写し
- (2)代替社員が雇入れられてから対象男性労働者の育児休業終了日まで就業していることが確認できる書類の写し
- (3)対象男性労働者の育児休業期間中における代替社員の確保に要した経費等が確認できる書類の写し
- (4)代替社員を雇入れ又は派遣を受けた時期を確認することができる書類の写し

別表第4(第6条関係)

育児休業取得 に係る取組状況

- (1) 男性の育児休業取得促進に取り組むきっかけ・背景
- (2) 男性の育児休業取得促進にかかるこれまでの取組
- (3) 男性の育児休業取得促進にあたっての課題とその解決策、工夫した点
- (4) 育児休業取得者がいる職場の業務継続のために取り組んだこと
- (5) 育児休業制度の定着に向けて、更に取り組んでいること
- (6) 育児休業取得者により職場にもたらされた好影響について

第 号年 月 日

様

つくば市長

円

令和7年度つくば市男性育児休業取得促進奨励金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった令和7年度つくば市男性育児休業取得促進奨励金について、下記のとおり交付することを決定したので、令和7年度つくば市男性育児休業取得促進奨励金交付要項第9条の規定により通知します。

記

- 1 交付決定額
- 2 交付の条件
 - (1) 市長が奨励金について、報告を求め、又はつくば市職員をして、証拠書類その 他の物件を調査させる場合は、これに応じること。
 - (2) 対象男性労働者の雇用内容を明確にするため、雇用の状況が分かる書類を整備し、5年間は保存すること。
 - (3) 令和7年度つくば市男性育児休業取得促進奨励金交付要項の規定に基づき、市長が奨励金の返還の命令その他の措置を講じたときは、これに従うこと。
 - (4) 令和7年度つくば市男性育児休業取得促進奨励金交付要項の規定を遵守すること。
 - (5) 市長が行う育児休業等に関する調査に協力すること。

様式第2号(第9条関係)

 第
 号

 年
 月

 日

様

つくば市長

令和7年度つくば市男性育児休業取得促進奨励金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった令和7年度つくば市男性育児休業取得促進奨励金について、下記の理由により交付しないことに決定したので、令和7年度つくば市男性育児休業取得促進奨励金交付要項第9条の規定により通知します。

記

理 由

様式第3号(第10条関係)

令和7年度つくば市男性育児休業取得促進奨励金交付請求書

年 月 日

つくば市長 宛て

住所

氏名

法人にあっては、所在地、名称並びに

代表者の職及び氏名

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった令和7年度つくば市男性育児休業取得促進奨励金について、令和7年度つくば市男性育児休業取得促進奨励金交付要項第10条第1項の規定により請求します。

請	求 金	額	円
---	-----	---	---

(振込先口座情報)

金	融	機	関	名	
支		店		名	
П	座	利	重	別	普通 ・ 当座
П	座	耆	¥	号	
П	座	彳	Ż	義	
口座	口座名義 (フリガナ)			ナ)	

発行責任者:役職 氏名

担 当 者:役職 氏名

電話番号:

第 号年 月 日

様

つくば市長

令和7年度つくば市男性育児休業取得促進奨励金交付決定取消通知書

年 月 日付け 第 号で交付決定を行った令和7年度つくば市男性育児 休業取得促進奨励金について、下記のとおり交付決定を取り消すことを決定したので、令和7年度つくば市男性育児休業取得促進奨励金交付要項第11条の規定により通知します。

記

理由